

令和4年第1回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 令和4年2月22日 午前10:00

○閉 会 午後 4:52

○仮議席（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 小 林 悟	3番 藤 原 仁 美
4番 佐 藤 敏 雄	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 戸 田 俊 樹	18番 鈴 木 壮 二

○臨時議長 13番 西 村 武

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産 業 建 設 部 長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢

総務課長	千葉秀樹	企画政策課長	安田秀樹
財政課長	菅生司	市民課長	米谷裕二
産業課長	櫻庭輝雄	都市建設課長	畠山修
学校教育課長	島崎徳之	幼児教育課長	古仲淳
文化スポーツ課長	伊藤強		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木健二	議会事務局次長	鈴木学
--------	------	---------	-----

令和4年第1回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和4年2月22日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

1. 臨時議長（地方自治法第107条の規定による年長議員）
2. 臨時議長あいさつ
3. 開会宣言・開議宣言
4. 市長あいさつ

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 潟上市議会議長の選挙について

令和4年第1回潟上市議会臨時会日程表（第2号）

令和4年2月22日（1日目）第1号日程終了後開議

1. 新議長あいさつ

- 日程第 1 本議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 潟上市議会副議長の選挙について
- 日程第 5 議席の一部変更について
- 日程第 6 潟上市議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 7 潟上市議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 潟上市議会議会改革推進会議委員の選任について
- 日程第 9 潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第10 選挙第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第2号 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第3号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 承認第1号 専決処分の承認について（令和3年度潟上市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第15 承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度潟上市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第16 承認第3号 専決処分の承認について（令和3年度潟上市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第17 議案第1号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）について
- 日程第18 発議第1号 潟上市議会議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第19 発議第2号 潟上市議会議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開会

○議会事務局長（鈴木健二） おはようございます。議会事務局長の鈴木でございます。

本臨時会は、本市議会議員一般選挙後の最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、西村 武議員が年長でございますのでご紹介申し上げます。西村 武議員は議長席にお着き願います。宜しくお願いいたします。

（議長席着席）

○臨時議長（西村 武） ただいま紹介をいただきました西村でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行いますので、何卒宜しくお願いを申し上げます。

【開会の宣言】

○臨時議長（西村 武） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、鈴木市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和4年第1回潟上市議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議員各位におかれましては、このたびの潟上市議会議員選挙においてご当選の栄誉を得られ、本日ここに初議会を開会する運びとなりましたことは、誠に喜びにたえない次第であります。

もとより、議会は民主政治の根幹を成す民意代表の府であり、今後4年間、議員と執行部がこれまでも増してそれぞれの立場による議論を尽くし、市政を支え合うパートナーとして共に歩みを進め、市民福祉の向上と潟上市発展のため、格別のご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

どうか議員各位におかれましては、各般の事業執行にお力添えをいただきますとともに、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、当選のお祝いの挨拶とさせていただきます。

次に、本日の提出案件の概要について申し上げます。

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）と（第12号）（案）については、除排雪経費を専決処分したものであります。

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の経費等を専決処分したものであります。

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者を支援する経費と、国の経済対策による保育士等の処遇改善に係る経費等を計上しております。

この後、各案件について担当部長が説明いたしますので、宜しくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○臨時議長（西村 武） これより本日の会議を開きます。

【日程第1、仮議席の指定】

○臨時議長（西村 武） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

【日程第2、議長選挙】

○臨時議長（西村 武） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票、地方自治法第118条の規定による指名推選のいずれかの方法がよろしいかをご意見を賜りたいと思います。18番鈴木壮二議員。

○18番（鈴木壮二） 投票でお願いします。

○臨時議長（西村 武） 投票。

ただいま18番議員から投票の発言がございました。指名推選は、先ほど申し上げました地方自治法第118条により全員の同意がなければ指名推選ができませんので、投票と決定いたします。

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

.....  
午前10時07分 再開

○臨時議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場出入口閉鎖)

○臨時議長(西村 武) ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(西村 武) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(西村 武) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(西村 武) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、1番議員から順次投票してください。

(投票)

○臨時議長(西村 武) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○臨時議長(西村 武) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番菅原理恵子議員、2番小林 悟議員、3番藤原仁美議員、3名を指名いたします。3名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(西村 武) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数は18票で、有効投票数18票、無効投票ゼロ票です。

その結果、小林 悟議員10票、佐藤義久議員5票、中川光博議員3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、よって、小林 悟議員が議長に当選をされました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場出入口閉鎖)

○臨時議長(西村 武) ただいま議長に当選されました小林 悟議員に対しまして、会

議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

小林 悟議員は、当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。2番小林 悟議員、発言席にご登壇願います。

○議長（小林 悟） 皆さん、おはようございます。

今回は大変ありがとうございました。私は、潟上市の議会基本条例に書かれている市民福祉の向上、そして地域社会の発展のため、開かれた議会、そして行動する議会を実現するため、全力をかけることをお約束いたします。そのためには皆様のご協力が必要であります。是非とも皆様のご支援、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、一言ご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○臨時議長（西村 武） これをもちまして、臨時議長としての職務を終わらせていただきます。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

私が臨時議長として降壇いたしますが、新議長はどうぞ議長席の方へご登壇を願います。

ここで暫時休憩いたします。

（議長交代）

午前10時21分 休憩

.....  
午前10時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第1、本議席の指定について】

○議長（小林 悟） それでは、日程表第2号により、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

【日程第2、会議録署名議員の指名について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番菅原理恵子議員、3番藤原仁美議員を指名いたします。

【日程第3、会期の決定について】

○議長（小林 悟） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ござ



いませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

【日程第4、副議長の選挙について】

○議長(小林 悟) 次に、日程第4、副議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、投票、指名推選のいずれかの方法がよろしいでしょうか。8番。

○8番(藤原典男) 投票をお願いします。

○議長(小林 悟) 投票という声が出ました。ただいま8番議員から投票の発言がありましたので、副議長選挙は投票によって行います。

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

.....  
午前10時32分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場出入口閉鎖)

○議長(小林 悟) ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(小林 悟) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(小林 悟) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(小林 悟) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、1番議員から順次投票してください。

(投票)

○議長（小林 悟） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（小林 悟） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番佐藤敏雄議員、5番佐藤義久議員、6番澤井昭二郎議員の3名を指名いたします。3名の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（小林 悟） 選挙の結果を報告します。

投票総数18、有効投票17、無効投票1。

佐藤敏雄議員9票、菅原秀雄議員5票、菅原龍太郎議員3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、佐藤敏雄議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場出入口開鎖）

○議長（小林 悟） ただいま副議長に当選されました佐藤敏雄議員が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。

佐藤敏雄議員は、当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。佐藤敏雄議員、発言席へご登壇お願いします。4番。

○副議長（佐藤敏雄） ただいま副議長の大役を仰せつかりました、佐藤敏雄でございます。議長をサポートしていくことはもちろんながら、他市の見本となるような市議会を目指してまいりたい、そのような強い決意でございます。懸命に精進してまいります。どうぞ皆様、ご協力、宜しくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

#### 【日程第5、議席の一部変更について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第5、議席の一部変更についてを議題とします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

あらかじめ申し上げます。17番が副議長席、18番が議長席とされておりますので、17番の戸田俊樹議員の席を4番に、18番の鈴木壮二議員を2番に変更します。

ただいま決定しました議席にそれぞれご着席願います。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

.....

午前10時55分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第6、潟上市議会常任委員会委員の選任について】

○議長（小林 悟） 日程第6、潟上市議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

各常任委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

.....

午前11時19分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に14番鑑 仁志議員、副委員長に15番菅原龍太郎議員。

社会厚生常任委員会の委員長に8番藤原典男議員、副委員長に16番伊勢 潤議員。

産業建設常任委員会の委員長に2番鈴木壮二議員、副委員長に1番菅原理恵子議員。

以上のとおり報告いたします。

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

.....

午前11時23分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第7、潟上市議会議会運営委員会委員の選任について】

○議長（小林 悟） 日程第7、潟上市議会議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

.....  
午前11時46分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長に7番堀井克見議員、副委員長に11番菅原秀雄議員。

以上のとおり報告いたします。

暫時休憩します。昼食のため、1時半まで休憩とします。

午前11時47分 休憩

.....  
午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、潟上市議会議会改革推進会議委員の選任について 及び 日程第9、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任について】

○議長（小林 悟） 日程第8、潟上市議会議会改革推進会議委員の選任について、日程第9、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任についてを一括議題とします。

日程第8については、議会改革推進会議設置要綱第3条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。4番。

○4番（戸田俊樹） ただいま議長から議会改革推進会議アンド政治倫理審査会の名簿が出されて、これを承認していただきたいということですが、同名の方がどちらの委員にも属するという点について、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

.....

午後 1時32分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これは会派内で了解得てるので、問題はないということです。

よろしいでしょうか。4番。

○4番（戸田俊樹） 会派内で了解を取ってるので、本会議に提出したものはそのとおりの通るといふ理論は成り立たないと思います。議会基本条例をよく承知するならば、こういう会派があるということはいかなるものかなと思います。議長の見解を求めます。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 1時33分 休憩

.....

午後 1時35分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど言ったとおり会派で了解得てるということで、これは問題ないと考えます。

4番。

○4番（戸田俊樹） あり得ないということで、同日の同時開催ということはありませんという解釈なのか。その開催があった場合は、どちらを欠席するのか。欠席した場合は議員の職務を果たしてないということになるわけで、その辺のことをどう解釈しておりますか。

○議長（小林 悟） 暫時休憩してください。休憩を求めます。

午後 1時36分 休憩

.....

午後 1時40分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、日程第8をやって、それ以後に改めて決めてから日程第9をやると、こういう形をとりたいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。4番。

○4番（戸田俊樹） 議長の職権にはそれはありませんよ。今まで鴻上市発足以来、議会発足以来、これ同時に会議を別々にやった委員長、副委員長、互選したいとやったで

しょう。今回から、同人が2つの委員会に入ってるから別々に時間交互にやるっていう話。おかしいんじゃないですか。これこそタイムロスだね。

○議長（小林 悟） 日程第8を先に決めましてから、終了後、日程第9を決めたいと思います。そのように進めたいと思いますので。

○4番（戸田俊樹） 一括議題と言っているわけですよ。一緒に開催しますという。前言を翻す。それとも職権でやる。汚点を残しますよ、潟上市議会の。こういう片寄った会派の考え方を持ってるってことがそもそもおかしいんだ。

○議長（小林 悟） じゃあ、まずお願いします。

それで、今、日程第8を先にやって、それから第9やるというふうにしめたので、そのとおりに進めてください。

日程第8については、今言いましたとおりに名簿のとおり指名したいと思います。これについてご異議がございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それで、それぞれの正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

（「それぞれでない」の声あり）

○議長（小林 悟） それぞれでなくて、議会改革推進会議の正副委員長を互選のため、暫時休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が選出されましたので、報告いたします。

議会改革推進会議の委員長に11番菅原秀雄議員、副委員長に10番鈴木 司議員となりました。

以上のとおりに報告します。

次に、日程第9、潟上市議会議員政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

日程第9については、議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。5番。

○5番（佐藤義久） 倫理に関しては、原告と訴えられている方がおりますけど、差し支えありませんか。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

.....

午後 1時58分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

係争中のことについては、今回の議会の倫理審査会の選任については関係ないということを進めたいと思います。

それでは、したがって、議会議員政治倫理・・・4番。

○4番（戸田俊樹） ただいま議長が5番の議員の質問に対して、係争中のことについては本議会とは関係ないということですが、私は大いにあるなと思いますよ。もう既に地方紙において、議長が現職議員を名誉棄損等の訴えをしてるわけで、これはあくまでも地方自治法に触れてるんだということで、政治倫理について我々議会で決めたことについて審査を求めた結果、さきの倫理審査会では、まあいいだろうということをしたけれども、結果はそういうふうに議会出したけれども、その後に現職の議長が現職の議員を提訴したんだということですから、関係あるんです。関係ないとはおかしいじゃないですか。もう既に市民はこのことについては、どういう結論になるんだと、結果はどうなるんだと、裁判官はどんな判決を下すだろうということを、この選挙期間中も、選挙期間中じゃない、その前のいろんなことから市民のいろんな声が聞こえてくるわけですから、これを反故するということは、議会としてはできないと思うわけです。まあ議長はその辺どう考えるか。まあ議会のまとめ役としてどういうふうな判断を下すか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 暫時休憩したいと思います。

午後 2時00分 休憩

.....

午後 2時15分 再開

○議長（小林 悟） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今の話でしたけれども、係争中の個人の係争と、そしてこの委員会の問題については関係ないとみなし、進めてまいりたいと思います。

お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 2時16分 休憩

.....

午後 2時27分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長が選出されましたので、報告いたします。

議会議員政治倫理審査会の委員長に9番中川光博議員、副委員長に3番藤原仁美議員、以上のとおり報告いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

.....

午後 3時41分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第10、選挙第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について から  
日程第12、選挙第3号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（小林 悟） 日程第10、選挙第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙についてから日程第12、選挙第3号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙についてまでを一括議題とします。

日程第10から日程第12までについては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

湖東地区行政一部事務組合議会議員には、1番菅原理恵子議員、5番佐藤義久議員、



6番澤井昭二郎議員、15番菅原龍太郎議員、18番鈴木壮二議員、16番伊勢 潤議員を指名し、湖東地区行政一部事務組合議会議員の当選人と・・・すいませんでした。2番鈴木壮二議員、16番伊勢 潤議員を指名し、湖東地区行政一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員が湖東地区行政一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6名の方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会議員には、7番堀井克見議員、8番藤原典男議員、11番菅原秀雄議員、4番戸田俊樹議員を指名し、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名の方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

次に、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員には、3番藤原仁美議員、9番中川光博議員、10番鈴木 司議員、12番石井和人議員を指名し、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました議員が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名の方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

**【日程第13、選挙第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について】**

○議長(小林 悟) 次に、日程第13、選挙第4号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

それでは、指名者は議長からしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、私を指名したいと思います。ただいま指名した議長が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議長が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選となりました。

【日程第14、承認第1号 専決処分の承認について(令和3年度潟上市一般会計補正予算(第10号)) から 日程第16、承認第3号 専決処分の承認について(令和3年度潟上市一般会計補正予算(第12号))】

○議長(小林 悟) 次に、日程第14、承認第1号、専決処分の承認について(令和3年度潟上市一般会計補正予算(第10号)) から日程第16、承認第3号、専決処分の承認について(令和3年度潟上市一般会計補正予算(第12号)) までを一括議題とします。

承認第1号から承認第3号までについて、当局より提案理由の説明をお願いします。

菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) それでは、議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月22日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

専決処分書

令和3年度潟上市一般会計補正予算(第10号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年12月28日 潟上市長 鈴木雄大

専決処分の内容については、本日お配りしている説明資料でご説明いたします。

説明資料の2ページ、承認第1号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第10号）についてをお願いいたします。

補正予算の総額は、1億4,700万円でございます。歳入は普通交付税で、歳出は除排雪経費でございます。

続きまして、議案書の3ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年2月22日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

専決処分書

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年1月17日 潟上市長 鈴木雄大

専決処分の内容につきましては、本日お配りしている説明資料でご説明いたします。

説明資料の3ページ、承認第2号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第11号）についてをお願いいたします。

補正予算の総額は、6億4,476万1,000円でございます。歳入予算は特定財源が5億452万8,000円で、内訳は記載のとおりでございます。一般財源は1億4,023万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

補正予算の内容についてご説明いたします。

上から順番に、ふるさと納税関連経費923万3,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業4億9,452万8,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（拡充）1,000万円、除排雪経費1億3,100万円でございます。

続きまして、議案書の5ページをお開き願います。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年2月22日提出 潟上市長 鈴木雄大

次のページをお願いいたします。

#### 専決処分書

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月10日 潟上市長 鈴木雄大

専決処分の内容につきましては、本日お配りしている説明資料でご説明いたします。

説明資料の5ページ、承認第3号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第12号）についてをお願いいたします。

補正予算の総額は、1億円でございます。歳入は財政調整基金繰入金で、歳出は除排雪経費でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 説明資料の4ページですけれども、ふるさと納税923万3,000円ということで、これ支出の分の費用だけ載っておりますけれども、当然そのふるさと納税の分があるかと思うんですけれども、これだとちょっと説明が雑でないかなと思うんですが、いわゆる収入の分がどれぐらい増えてこの経費がこういうふうにかかるんだという説明をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問についてお答えいたします。

説明不足で申し訳ありませんでした。

ふるさと納税の2月15日までの収入額でございますが、6,699万1,000円となっております。この後、3月、4月分を見込みまして、令和3年度の収入見込み額は7,102万

2,000円を見込んでございます。令和2年度決算額が3,451万円でしたので、前年度の決算額の2倍強の収入を見込んでいるということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 質疑ありませんか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 収入が増えるということは分かりましたけれども、ふるさと納税関係に関して、いわゆる30パーセントの返礼上限をみてるかと思うんですが、そこら辺のそれと、その関連経費、いわゆるプロバイダーとかその分の経費が大体何パーセント、いわゆるふるさと納税で例えば1万円だったら、1万円いただいた場合、いわゆるどれだけの返礼品として何パーセント使って、それからプロバイダーの分が幾らということ、残りの純粋の分が潟上市に入る分が幾らかっていうことをちょっとご説明願いたい。

それからもう一つとして、これ、経費分だけあげてはいますが、歳入の分、それに見合った分の部分をあげるということは、これできないんでしょうかということ、2点について説明をお願いします。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど収入見込み額7,102万2,000円と申し上げました。これに係る経費でございますが、今回923万3,000円を追加いたしまして総額で2,172万5,000円となっております。これ、収入額に対する割合は30.5パーセントでございます。で、返礼品は予算額で1,642万4,000円でございます。20パーセント台という返礼品の割合になってございます。これにつきましては、国からの助言、30パーセントということでもありますけれども、年度途中でその30パーセントぎりぎりのところでの返礼品の見直しをしておりますので、それ以前の分についてはもっとこう率が低いということで、こういった割合になってございます。で、その収入の見込み額からこの歳出の金額を引きますと、差し引き4,929万7,000円。これが差し引きプラスになる金額ということで見込んでございます。

この歳入につきましては、いただいた分を基金に積み立てするわけですが、次の定例会で年間所要額を計上したいということで考えてございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 再質問をお願いします。15番。

○15番（菅原龍太郎） もう一つだけ。歳入として入った分について、ここら辺ちょっ

とよく分かんないので教えてもらいたいんですが、歳入は、いわゆる市民税という勘定科目に入れるかと思うんですが、それはまた別になるわけですね。その、要は違う勘定科目に入るということになるか、どちらかだと思うんですが、そこら辺ちょっと参考までに教えていただけますでしょうか。お願いします。

○議長（小林 悟） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度というふうにこれ言われておりますけれども、税金を納めるということではなくて、個人がそれぞれ自分の思いのある市町村に対して、そのまち、ふるさとを応援するという事で寄附金を納めるというような制度で、その寄附金を、寄附を行った場合に自分の市県民税が減額になるということで、ふるさと納税というふうに言われております。で、自分の市県民税がこの寄附を行うことで安くなるということから、このふるさと納税と呼ばれてるわけですがけれども、実際には受け入れる側は寄附金としていただいておりますので、先ほど議員から質問がありました中にありました、税ではなくて寄附金としての歳入受け入れということになります。ですので、この後、次の定例会では寄附金の収入ということで予算計上いたしまして、先ほど申しましたように、それについて基金積立金、歳出では基金積立てということで予算計上する、そういう準備をしております。

以上です。

○議長（小林 悟） 3回目終わりましたけれども。

次、ほかに質問ありませんか。9番。

○9番（中川光博） 4ページになりますけれども、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費の中の一番右側の内容についてちょっとお尋ねしたいことがあります。対象世帯が（見込み）ということで、①が住民税非課税世帯、②家計急変世帯300世帯というふうな事業の中身になってますけれども、私がお尋ねしたいのは、専決処分が1月17日で、今日2月22日ですので、ほぼ1か月経過いたしました。で、この①については対象者が限定されてますので、しっかり仕事をすると支援がしっかり行き届くと、こういうことですがけれども、②については、家計急変世帯300世帯がどこにいらっしゃるのかっていうことを探し当てて支援しなければならないというふうな事業になってます。②については9月まで事業が続くというふうな説明、以前いただいておりますけれども、この、2月22日まで1か月経ちましたけれども、この②の家計急変世帯、このあたりがど

ういう動向、申し込み内容等々含めて、どういう動向にあるのかお尋ねしたいことと、9月まで事業が関連するっていうことで、今日以降どういう取り組みの展望といたしますか、計画といたしますか、そのあたりのことを説明していただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず家計急変世帯につきましての現状でございますけれども、昨日までの状況でございますが、申請世帯数は1件になっております。ただ、問い合わせ件数が2件というふうな状況でございます。

先ほど議員がおっしゃられたように9月までということでありましてけれども、この後、さらに市の広報、ホームページ、様々な媒体を使いまして制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 9番中川議員。

○9番（中川光博） ありがとうございます。1か月で1件で問い合わせが2件ということで、3件という状況ですけれども、私から見ると随分ちょっと申し込み等々少ないなと、こういう印象を持っています。で、この300世帯、せっかく予算つけて支援したいということですので、多分この家計急変世帯の皆さん方が本当にご苦労されてるご家庭の皆さんっていうのは、まさにこの急変した世帯の皆さんが一番多分苦労していらっしゃるのではないかなと想像するんですけれども、果たして今の状況で本当にこういうご苦労いただいている皆さんにこの支援が潤沢に届くのかどうかというのが大変心配です。というのはですね、今、部長の説明で、今後の展望について、市の広報並びにホームページでいろいろ取り組んで広報していきたいというふうな話ですけれども、実はこの2月1日の広報を見ますと、この家計急変世帯300世帯にこういう事業を展開してるよっていうことが全く広報の内容から伝わってきませんというふうに私は思っています。担当の皆さんもその箇所、後で広報見ていただきたいと思うんですが、本当にお困りの急変世帯、家計急変した世帯の皆さんがその広報の内容を見て、本当にそう思うかっていうのは甚だ疑問です。もう一度、この広報について、本当に何ていうか、魂の入った取り組みをしていただきたいと思うんですよ。私は、この1月、2月の1日の広報からもう既に20日経ってますけれども、申し込み件数が1件、ないし問い合わせ2件っていうのは余りにも少ないのではないかなと思っていまして、ということです。

引き続き、私が言いたいのは、2月1日の広報並みの告知では全く事業展開が進んでいかないことが目に見えてるのではないかなというふうなお尋ね一つと、今後の展望については、やはり市のホームページ、広報ももちろん必要ですけども、それ以外の手立てを何とか考えて、この300世帯を見つけ出さないことには、事業の進捗が進んでいかないのではないかな、支援が滞ってしまうのではないのかなと思ってますので、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この家計急変世帯に対する支援制度、それと住民税非課税世帯に対する支援制度、これは同じ制度内での事業になりますけれども、実は非課税世帯に対する確認書の発送が2月の14日に行われております。それに併せての事業になりますので、2月の広報には載せることはできませんでしたけれども、この後、3月、4月、5月というふうにまだ期間がございますので、様々な、先ほども言いましたように様々な媒体を利用して周知が徹底するように、そしてこの支援事業を利用していただけるように、行政としても様々な取り組みをしていきたいというふうに思います。

○9番（中川光博） ありがとうございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

○9番（中川光博） はい。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 同僚議員が発言しましたがけれども、やはりこういうふうなすばらしい制度の徹底をもう少し頑張っていたきたいというふうなことと、それからあとは家計急変世帯300世帯についての質問なんですけれども、この内容が理解されて申請する方が多くなった場合に、この300世帯ではもう間に合わない、もっといっぱい出てきたというふうな場合の対応というのはどうなんですか。もう先着、もう300名で終わりののか、それともどうなのかというふうなところあたりお聞きしたいんですけども、どうでしょう。

○議長（小林 悟） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。



まず、その300世帯の300という数字でございますけれども、これは国から示されました計算式によりまして一応300世帯というふうに予算化はしておりますけれども、この後、支給状況等を見ながら、もし不足するようなことがあるようであれば早め早めの補正対応ということで、9月末までできちっと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（小林 悟） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 状況を見ながら対応して、必要であれば補正組むと、これいいことだと思うんですけども、やはり今急変してるという中では何が必要だかといえ、すぐ申請してね、すぐもうお金来ると、スピード感も大事だと思うんですよ。ですから、係の職員の方もいると思うんですが、本当に市民のことを考えてスピード感ある取り組みにしていきたいというふうな点では、人員の関係は大丈夫ですか。対応する人員の関係は、そこら辺ちょっと体制も含めてお願いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

人員につきましては、スタッフが充実しておりますので、先ほどおっしゃられたようにスピード感を持ってきちっと対応してまいりたいというふうに思います。宜しくお願いします。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

○8番（藤原典男） 終わります。

○議長（小林 悟） 質疑、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第17、議案第1号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第17、議案第1号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）についてを議題とします。

議案第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、説明資料の6ページをお開き願います。

令和3年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）の内容についてご説明いたします。

1、補正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者を支援する経費と、国の経済対策による保育士等の処遇改善に係る経費を計上するほか、原油価格高騰等のため不足する施設管理費を補正するものでございます。

2、予算の規模についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第13号）（案）は、補正前の予算額172億7,694万5,000円に補正額6,796万6,000円を追加し、補正後の予算額を173億4,491万1,000円とするものでございます。

財源内訳は、特定財源が144万7,000円で、全額が国庫支出金の保育士等処遇改善臨時特例交付金でございます。一般財源が6,651万9,000円で、全額普通交付税でございます。

次のページをお願いいたします。

3、補正予算の内容についてご説明いたします。

2款7項2目新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費（産業建設部）は、水稻経営継続支援事業に係る経費5,119万3,000円を追加するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、主に外食産業で米の需要が減少し、令和3年産米の概算金が大幅に下落したため、その影響を受けた農業者に対して耕作意欲と経営の維持を目的として、次期作に向けた育苗費等を対象面積10アール当たり3,000円交付するも

のでございます。

次に、3款2項4目保育園費は、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る経費144万7,000円を追加するものでございます。国の経済対策に基づき、保育士等を対象に収入を3パーセント程度、月額9,000円程度引き上げる処遇改善を行う施設に対し、必要な費用を交付するものでございます。

このほか、原油価格の高騰等により不足する施設管理経費1,532万6,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番中川議員。

○9番（中川光博） 確認いたします。手短にお尋ねしますので宜しくお願いします。

産業課担当の、この5,119万3,000円の事業についてですけれども、対象者626人ということですが、全体の何パーセントに当たるのかということの一つと、この支払いの運用についてどういうふうに進めていくのか、この2つ確認させてください。

○議長（小林 悟） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

交付対象者626人は全体の何パーセントかというご質問でございますが、すいません、その数字はちょっと今持ち合わせておりませんが、昨年度、主食用米を作付した飯米農家を除いた農家数でございます。農業者数全体の約7割ぐらいは対象者にはなっているというふうに感じておるところです。

それから、2つ目の質問・・・。

○9番（中川光博） 支払いの運用について。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 支払いまでの手順としましては、この議会で議決が決定いたしましたら、あさってにはこの方々に対しダイレクトメールで申請書等を、それぞれの数字等はもううちの方で把握しておりますので、簡単にその申請できるような書類を送らせていただきます。それを遅くても3月10日頃までには大体回収いたしまして、3月末までにはどうかお金の方、皆様方に届くような事務手続を今一生懸命頑張っているところでございますので、宜しくお願いいたします。

○9番（中川光博） 以上です。

○議長（小林 悟） ほかにありませんか。14番鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） 今答弁を受けましたんですけども、これ5,119万3,000円ってあ

るんですけど、まあ対象面積170町歩287ってあるんだけど、これ、この金額で果たして間に合うのかどうか。そこら辺のどこひとつ、これ金額ちょっと端数が出ているので3,000円という計算になるとちょっと端数が出てくれば合わなくなるんじゃないかなと思いますので、そこら辺のどこちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応、机上での交付対象面積につきましては、17万287アールということで計算しております。その10アール当たり3,000円でございますので、それに単純に掛けますと5,108万6,100円という形になります。一応交付の際には100円未満の端数につきましては切り捨てで対応させていただくことになっておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） ほかにありませんか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 7ページをお願いします。7ページの新型コロナウイルスの対応で水稻経営継続支援事業ということで5,119万3,000円、私も農家ですので、これは今年度の種苗に当てるとということで非常に助かってますけれども、前の市政協議会でもお話ししましたように、これ、農家というだけじゃなくて、いわゆる例えば潟上市の商品券とかで、その潟上市全体に行き渡るようなそういうのをやる考えはないのかという気がするわけです。それで、あくまでもそれは死に金ではなくて、仮に貯蓄率が2割だとすれば5倍の経済効果が潟上市内に発生するという事は、これは間違いない事実ということだわけですけれども、その点をちょっとお伺いしたいと、こういう考えでおりますが。

以上です。

（「質問ちょっと違う」の声あり）

○議長（小林 悟） 質問のちょっと趣旨違うようですので。

○15番（菅原龍太郎） 関連質問です。

○議長（小林 悟） 関連はあり得ないので、次に質疑ありませんか。ほかにありませんか。11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 今の科目のところの質問なんですが、対象面積が1,703ヘクタールちょっとかな、となってます、10アール当たり3,000円、それはいいんですが、その面積の内訳というか、これ、概算金云々ってありますけど、この概算金は主要米に対して概算金が下がった話で、例えば加工用米はそれに入ってないわけですよ。この面

積っているのは加工米も入れた分の面積なのか、それとも加工米を抜いて食用米だけの面積なのか、これはまずひとつ、この確認をひとつ。

それと、もし主要米だけであれば、加工米も作ってる人がおりますので、そこら辺の救済措置はこれから考えられないものかどうか。これ2つ目。

最後に、潟上市の農家っていうのは、まあたまたまなんですけど、行政区分の割合で旧天王地区はJAであればなまはげ、秋田市と一緒なわけですけども、旧昭和、飯田川についてはJAが湖東になるわけですよ。そこら辺のJAとの、各市町村とのすり合わせというか関わり、そこら辺も含めてどういうふうにしてこの3,000円というものを金額を出したのかも含めて、この3点ちょっと確認したいんですが。

○議長（小林 悟） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、あくまでも主食用米が大幅に下落したということでございます。それをもちまして主食用米の作付面積でございます、今申し上げているのは。

それから、2つのJAの件でございますが、2つのJAからこの稲作の下落に対しての対応要望書をいただいております。それと、それから他の、もちろん南秋地区の市町村と、もちろん秋田市やなまはげ地区の農協等もありますけども、湖東地区につきましては全市町村が3,000円の次期作支援ということで行っております。それから、秋田市につきましては、こちら、金額は違いますが、営農継続支援という形で何らかの事業を起こしているということです。それから、男鹿市につきましても、営農継続支援という形ではございませんが、作付転換に対する事業ということで、こちら、事業を起こしているということでございます。

それから、すいません、2点目・・・。

○11番（菅原秀雄） 加工米は含めてないって言ったことです。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 加工米等につきましては、昔で言う転作奨励金みたいな対応になってもおりますので、そちらはこちらから面積は入れておりません。この面積につきましては、あくまでも主食用米を植えられた方ということでございます。

○議長（小林 悟） 11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 今回答、明快でしたので分かりました。ただ最後にちょっとひとつあれなんですけど、最後に面積が加工用米は対象になってないよという話でした。で、私、2点目の質問のときに話させてもらったんですけど、できれば米作ってることに間

違いありませんので、昔で言う多用途米、今は加工米、ほかの名称もあるわけですが、そこら辺に対してもできれば救済措置を考えていただきたいと思ってるんですが、そこら辺どんなものでしょうか。対処できないでしょうか。

○議長（小林 悟） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに米は同じ米として作っているわけですが、ある一方では国の補助金をもらっております。で、主食用米につきましては何ら今までコロナ対策で、主食用米の消費が落ち込んでいたときも何らしておりませんでしたので、今回につきましては主食用米のみの助成という形にさせていただいておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小林 悟） 11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 分かりましたけれども、最後に、3回目ですので最後になりますよね。今、主食用米だけ云々っていうことでも分かりましたけれども、主食用米って60キロ当たりとか、1俵ですよ。当たり1,200円も落ちてるんですよ。それに大体、秋田県の10アール当たりの生産量っていうのは約10俵、600ちょっとなんですよ。そうすると、10アール当たりでいくと1万円、1万2,000円落ちてるわけですよ。そこに3,000円の補助っていうのはどうなのかな。もうちょっとアップしていただければなどという希望だけ話しして終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まず、市独自に水稻経営継続支援事業を行うというふうなことに對して、非常に私は評価しております。

それで、農業者に対して耕作意欲と経営の維持を目的として次期作に必要な育苗費等を対象面積10アール当たり3,000円交付するというのは、他市町村でもやり始めてることなんですけれども、本市でもやるというふうなことで、まず私は評価しておりますが、先ほどの答弁の中で対象者が626人で約7割くらい。そうすると、残りの3割の方は主食用米から対象から外れるためにこうなるのかというふうなことが1点です。

それとあと、政府の政策なんですけれども、保育士等処遇改善臨時特例交付金の中身なんですけど、政府では学童保育を行う人たちへの給与もアップというふうなことを今回出しておりますけれども、これは今回本市では該当されるのかどうなのか。そこら辺についてはどうなんでしょう。

○議長（小林 悟） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまの質問にお答えいたします。

626人の根拠ですけれども、先ほど70パーセントぐらいと言っておりますが、農業者全体から見れば水稲作付している方は約、それこそ7割ぐらいというふうに私ども考えておまして、その中の大半の方、水稲を作付している方の大半は、この中に含まれているというふうにご理解していただければと思います。

○議長（小林 悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問の児童クラブの処遇改善の件であります、当然児童クラブも対象となることではあります、本市の児童クラブにつきましては公設民営ということで、まず民営、委託しております。で、事業実施に関しては、これはあくまでも民間のその委託先の判断となることではあります、これまでも既存の処遇改善事業をまず実施しております。で、事業者の方では、今回は給与の改善につきましては実施する意向はありませんでしたので対象とならないというふうなことであります。

以上であります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時34分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第18、発議第1号 潟上市議会議会広報編集特別委員会の設置について】

○議長（小林 悟） 日程第18、発議第1号、潟上市議会議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

発議第1号について、提出者の説明を求めます。7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 私から提案理由の説明をいたします。

発議第1号、潟上市議会議会広報編集特別委員会設置に関する決議について、提案理由の説明をいたします。

提案理由は、皆様のお手元にもあります、潟上市議会の活動状況を市民に周知し、市政に対する理解と協力を得るために「潟上市議会だより」を発行するもので、お手元の決議案にありますように潟上市議会議会広報編集特別委員会を設置するものであります。

決議案の内容は、お手元に今配付しましたが、1の名称から11の閉会中の継続審査まででございますので宜しくお願い申し上げます。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小林 悟） これから発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 4時37分 休憩

午後 4時37分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました潟上市議会議会広報編集特別委員会の委員は、お手元に配付



しました名簿のとおり選任することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、潟上市議会議会広報編集特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 4時40分 休憩

.....  
午後 4時49分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に引き続き会議を開きます。

潟上市議会議会広報編集特別委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長には5番佐藤義久議員、副委員長には7番堀井克見議員。

以上のとおり報告いたします。

暫時休憩します。

午後 4時49分 休憩

.....  
午後 4時51分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第19、発議第2号 潟上市議会議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について】

○議長(小林 悟) 日程第19、発議第2号、潟上市議会議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認め、閉会中の委員会継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和4年第1回潟上市議会臨時会を閉会します。  
どうもご苦労様でございました。

---

午後 4時52分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

令和 年 月 日

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 臨時議長 西 村 武

〃 署名議員 菅 原 理恵子

〃 署名議員 藤 原 仁 美